

令和4年10月1日から

組合員貯金の積立額上限が3,000万円に こんなときどうなる？ Q&A

Q 貯金残高をはっきり把握していないのですが、3,000万円に近づいたときは、なにかお知らせはありますか？

事前にお知らせします

A 月末の残高が2,910万円(3,000万円の97%)に達した最初の月に所属所経由で「預入限度額のお知らせ」(下記参照)を送付します。

Q 積立額が3,000万円を1円でも超えた場合はどうなりますか？

払出し・積立ての中断が行われます

A 共済組合が1円単位で超過額の払出し、毎月の積立ての中断を行います。払出額については、所属所経由で「送金通知書」を送付しますので確認してください。

Q 積立額が3,000万円を超えた場合、その後の積立てはできますか？

積立ては自動的に中断されます

A 積立額が3,000万円を超えた翌月から、共済組合が毎月の積立ての中断を行います。また、特別積立を申込むことができません。

Q 積立額が3,000万円を超えた場合、なにが手続きが必要ですか？

手続きする必要はありません

A 共済組合が超過額の払出し・積立ての中断を行い、所属所経由で払出額をお知らせする「送金通知書」を送付します。

貯金残高が2,910万円に
達している組合員へお知らせします

「預入限度額のお知らせ」

月末の貯金残高が3,000万円の97%(2,910万円)に達した最初の月に、組合員へ「預入限度額のお知らせ」を送付します。

※3,000万円を超えていませんが、近いうちに3,000万円を超えることになるため、事前にお知らせします。

送付対象者

令和4年6月末の貯金残高が2,910万円(3,000万円の97%)に達している組合員へ「預入限度額のお知らせ」を送付します。(右のイメージを参考にしてください。)

また、令和4年7月末以降、新たに貯金残高が2,910万円(3,000万円の97%)に達した組合員のみ「預入限度額のお知らせ」を送付します。

▼「預入限度額のお知らせ」イメージ

預入限度額のお知らせ		令和0年0月0日作成	
(所属所名) 所属所00	貯金種類 共済貯金	貯金残高 30,975,600	円
(氏名) 組合員 氏名	預入限度額 3,000万円	103%に達しました。	
令和0年0月0日の貯金残高が上記のとおり になりましたのでお知らせ致します。			
(所属所) 0	(証番号) 0000	(部課署) (00000000)	



この記事についてのお問い合わせ

経理課 TEL052-951-5217